

2018年12月25日
日本たばこ産業株式会社

「山形県受動喫煙防止条例」可決についてのコメント

日本たばこ産業株式会社(以下、「当社」)は、12月21日に山形県議会にて可決されました「山形県受動喫煙防止条例」(以下、「条例」)に関して以下の通り申し述べます。

当社は、望まない受動喫煙の防止については賛同しており、これまでも喫煙環境の整備やマナー啓発活動等を積極的に実施してまいりました。また、加熱式たばこは、たばこにおける新たなカテゴリであり、当社といたしましては、たばこに関する様々な課題を解決する可能性があるものと期待しております。今後も加熱式たばこに関する調査や研究を継続するとともに、その科学的知見や成果について情報提供をさせていただきます。

可決成立した条例については、県議会から以下の趣旨の附帯決議が提出されております。

- ① 第二種施設のうち公共性の高い施設に該当する施設の定義・基準を明確にすること
- ② 加熱式たばこ専用喫煙室は、健康影響など国の調査が待たれるため、国の扱いに準ずること
- ③ 改正健康増進法の特例措置に該当する飲食店が受動喫煙対策に取り組む場合、助成制度を設けること

今後これらの附帯決議に基づき更なる議論が行われ、条例の施行に当たっては、明確な規則の策定と運用、事業者や県民の方々への丁寧な周知等により、円滑に受動喫煙防止の対策が進められることを期待しております。また、県の助成制度により、経営規模の小さい事業者への支援が行われることが望ましいと考えております。

当社といたしましても、事業者や県民の方々に正しい条例内容をお知らせするとともに、分煙コンサルティング活動等を通じて山形県における受動喫煙の取り組みに積極的に協力させていただきます。

以上